高等学校

著作物を参考に 発展した作品を作る

対象教科:特定教科(国語(小説),音楽(作 曲),美術(絵画),工芸,体育(ダンス)など)

「著作権教育」としての学習内容



自分の著作権と他人の著作権を意識する

「著作権教育」の学習のねらい



創作作品の質を向上させていくには、他人の著作物を利用することの大切さを知る。

- ●著作物同士や自作を組み合わせて新しい作品を作ることの意義を意識させる。
- ●著作物を組み合わせることによって、新しい価値を生み出すことを意識させる。

生徒の活動

- ●写真や絵画の場合、コラージュによって作品を作る。
- ●音楽の場合、メドレーを作る。

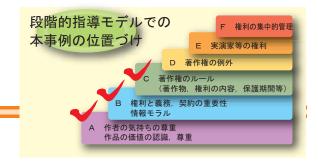
「著作権教育」の指導のポイント



- ●著作物の中には、著作物の部分や全体が含まれることがあることを理解させる。
- ●著名な作品の場合, その認知度を利用する場合があることを理解させる。
- ●個々ではなく全体のまとまりでメッセージを持つ著作物があることを理解させる。

これだけは! 押さえたい指導内容

- ●学校でお手本を元に学習することの意義、著作権の及ぶ範囲、例外規定について指導する。
- ●著作者の死後50年経過という期限が決められている理由を理解させる。



具体的な展開例



著作物を利用した作品を作る場合, 次のようなポイントを話し合う

- ●例示した様々な作品を要素ごとにバラバラにしてから組み立てることで、新しい作品を作ってみる。
- ●作品の一部分であっても著作権は存在することを知る。
- ●学校は『学ぶ場』であるので、作品の模倣を通して知識や技術を学ぶことは、大切なことである。
 - → 上達のための模倣作品は、外部に発表することは、ひかえなければならない。ただし、著作権が 切れている作品を元にするならば、元の著作者と作品名を記載した模倣作品であることがわかる ようにすることは必要である。
- ●著作権に期限がある理由を知る。
 - → 保護期間は、著作物を一定期間保護することで、文化的財産である著作物を広く社会に利用できるようにし、文化の発展に寄与するために設けられていることを知る。



この事例の実践に参考となる教材・資料



文化庁「著作権なるほど質問箱」 (その他で検索)

http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/index.html

